

小松市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による令和2年度財政援助団体等監査を、小松市監査基準に基づき実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和2年8月31日

小松市監査委員 小 栗 巖

小松市監査委員 表 靖 二

## 財政援助団体等監査結果報告書

- 1 監査の対象            指定管理者   公益社団法人小松市シルバー人材センター  
                             管理施設     せせらぎの郷  
                             所管課       産業未来部農林水産課
  
- 2 選定理由  
      せせらぎの郷は、前回の監査実施から一定の期間を経ていることから監査対象とした。また、現在の指定管理者となってから初めての実施となる。
  
- 3 監査の種別            公の施設の指定管理者監査
  
- 4 監査実施日           令和2年6月26日
  
- 5 監査実施場所        せせらぎの郷
  
- 6 監査の範囲  
      令和元年度せせらぎの郷の指定管理委託にかかる出納とその他の事務事業の執行状況
  
- 7 監査の執行者        監査委員   小栗  徹, 監査委員   表  靖二
  
- 8 監査の実施手続  
      監査にあたっては、あらかじめ必要と認めた事項を要記した監査資料及び関係帳票の提示を求め、学識経験者及び監査委員事務局職員が管理委託に関する内容等の閲覧、帳簿突合、質問及び現地確認等の予備監査を行った。  
      監査当日はせせらぎの郷において、公益社団法人小松市シルバー人材センター関係職員並びに所管課である産業未来部長ほか農林水産課関係職員同席の下、監査資料に基づき説明を受けた後、事務の執行状況等を聴取するとともに、質疑応答を交わした。  
      なお、この財政援助団体等監査において、地方自治法第199条第8項の規定により学識経験者として、北陸税理士会小松支部所属の税理士を選任し、予備調査を依頼し、その調査結果及び意見を聴き、これを監査の参考とした。
  
- 9 監査の着眼点  
      監査の主な着眼点は次の通りである。  
      (1) 施設及び設備の維持管理は、仕様書等どおり適切かつ効率的に行なわれているか。

- (2) 利用促進ならびに利用者サービスの向上のための取り組みはなされているか。
- (3) 公の施設の管理にかかる収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (4) 指定管理者に対する所管課の指導監督は適切に行われているか。

## 10 監査の結果

公の施設に管理に係る出納その他の事務の執行は、監査を実施した範囲においておおむね良好に執行がなされていると認められた。事務処理上にわたる注意事項は、監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

## 11 監査の結果に添える意見

### <農林水産課・シルバー人材センター>

せせらぎの郷は、里山の豊かな自然環境の中で食事や温泉入浴、スポーツ等を楽しむことができる施設として、平成 29 年にリニューアルオープンしている。レストラン等の事業運営においては、周辺の里山レクリエーション施設などと連携し、地域の強み・「環境王国こまつ」の魅力を活かした企画運営を行うとともに、広報宣伝の充実を図り、地域内外からの一層の利用促進に努められたい。